

## 塚原台地区自治会 防災組織規約

(名称)

第1条 本組織は、「塚原台地区自主防災会」(以下、「本会」)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の本部及び事務局は、塚原台公民館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、塚原台地区において、防災・避難・救出・救護の知識を普及させるため、各種の訓練を実施するとともに、地震・火災・風水害その他の災害が発生した場合、被災の拡大防止と軽減を図る活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及
2. 災害予防
3. 災害発生時における情報の伝達・水防・初期消火・救出・救護・避難誘導等の応急対策
4. 防災訓練の実施
5. 防災資機材等の備蓄
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、塚原台地区内の全居住者をもって構成する。

(役員及び役員の任期)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 —— 塚原台地区自治会長がこの任にあたる。
  2. 副会長 2名 —— 副会長(自治担当)及び安全部長がこの任に当る。
  3. 記録 1名 —— 総務部長がこの任にあたる。
  4. 班長 5名
- 2、役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
  - 3、欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4、本会の役員は、防災組織編成の班長までとする。